

龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う街なか元気アップ支援事業費補助金交付要領

制定 令和2年7月3日

一部改正 令和2年10月27日

(趣旨)

第1条 この要領は、龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業者等への経済支援事業実施要綱（令和2年龍ヶ崎市告示第112号。以下「要綱」という。）第3条第3号の規定に基づき、市内における消費活動の活性化を推進するためのキャンペーンと連動した、市内の商店会、事業協同組合等が実施する消費喚起や厚生労働省が示す新しい生活様式（以下「新しい生活様式」という。）に沿った事業活動に向けた取組に対し、予算の範囲内において龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う街なか元気アップ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者等)

第2条 補助金の交付の対象者は、市内の商店会、事業協同組合その他複数の小売業、サービス業、飲食業等を営むもので構成される団体（以下「対象団体」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する対象団体は、補助金の交付の対象者とししないものとする。
 - (1) 法人化されておらず、かつ、規約等により代表者の定めがない団体であるとき。
 - (2) 特定の宗教、政治団体等と関連しているとき。
 - (3) 法令等に違反する、又は公序良俗に反する活動を行っているとき。
 - (4) 龍ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年龍ヶ崎市条例第23号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と関与がある団体であるとき。
- 3 第1項の場合において、次条に規定する一の対象事業を複数の対象

団体が共同して実施しようとするときは、あらかじめ当該対象団体のうち主となる団体を定めておくものとし、第6条の規定による申請にあっては、当該主となる団体が行うものとする。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、対象団体が実施する、市内の消費の喚起を目的としたもの又は新しい生活様式に沿った事業活動を実施するために必要なものであって、令和3年3月31日までに完了するものであるものとする。この場合において、当該対象事業は、補助金の交付を受け、新たに取り組むものでなければならない。

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、対象事業に直接要する経費に限るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、一の対象事業に係る対象経費に4分の3を乗じて得た額又は375万円のうち、いずれか低い方の額とする。この場合において、1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象団体(以下「申請者」という。)は、令和3年3月10日までに、龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う街なか元気アップ支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体等調書(様式第4号)
- (4) 対象団体の規約等の写し及び役員名簿(第2条第3項に規定する場合においては、それぞれの対象団体の規約等の写し及び役員名簿)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、龍ヶ崎市新型コロナウイルス

感染症の感染拡大に伴う街なか元気アップ支援事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要と認めるときは、条件を付することができる。

（変更申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定を受けた事項に変更があった場合は、速やかに龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う街なか元気アップ支援事業費補助金交付決定変更申請書（様式第6号）に第6条各号に規定する書類（変更があったものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の変更申請があったときは、その内容を審査の上、変更の承認の可否を決定し、龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う街なか元気アップ支援事業費補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要と認めるときは、条件を付することができる。

（概算払）

第9条 市長は、第7条の規定による交付の決定を受けた事業の円滑な遂行のために必要と認めるときは、当該事業の完了前に補助金の一部について概算払をすることができる。

2 前項に規定する概算払を受けようとする交付決定者は、龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う街なか元気アップ支援事業費補助金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、当該交付の決定を受けた事業が完了したときは、速やかに龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う街なか元気アップ支援事業費補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、前条に規定する概算払を受けた交付決定者は、龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う街なか元気アップ支援事業費補助金

概算払精算書（様式第10号）を併せて提出しなければならない。

- (1) 事業実施成果書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) 事業に要した経費の支出額が分かる書類（領収書等）の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
（交付額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の額を確定し、龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う街なか元気アップ支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第13号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の交付の確定を受けた交付決定者は、速やかに龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う街なか元気アップ支援事業費補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定等の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、交付した補助金の返還をさせることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた事業の実施を中止したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、交付した補助金の返還をさせるときは、龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う街なか元気アップ支援事業費補助金交付取消通知書兼返還命令書（様式第15号）により交付決定者に通知するものとする。

（補則）

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要領は，制定の日から施行する。
（この要領の失効）
- 2 この要領は，令和3年3月31日限り，その効力を失う。
（失効後の経過措置）
- 3 この要領の失効の日（以下「失効日」という。）以前に補助金の交付の決定を受けた者に対するこの要領の規定は，失効日後もなおその効力を有する。

付 則（令和2年10月27日一部改正）

この要領は，令和2年10月27日から施行する。